

【県費負担教職員・県立学校教職員の公務災害発生の報告・お問い合わせ】

徳島県教育委員会 福利厚生課 （退職手当・公災担当）

〔 電話 088-621-3175（小中）・3177（県立）、ファクシミリ 088-621-2893 〕

□□■ 公務（通勤）災害認定請求書提出時の注意点 □■□

1 提出までの流れ

- ① 各校から福利厚生課へ公務災害発生報告を行うとともに（電話）、
「事故報告書の写し」を提出する（メール、ファクシミリ又は郵送）。
- ② 徳島県立総合教育センターホームページの福利厚生ポータルサイトから
様式をダウンロードする
- ③（小中）各校が提出書類を作成し、市町村教育委員会へ提出する。
市町村教育委員会が内申（市町村教育委員会名）を作成し、提出書類と
ともに県教育委員会へ提出する。
（県立）各校が提出書類、内申（県立学校長名）を作成し、福利厚生課へ
提出する。
以後、福利厚生課から各校に、適宜、修正を依頼します。

2 添付資料

添付資料一覧表は、徳島県立総合教育センターホームページの福利厚生ポータルサイトに掲載

【注1】診断書は、原本を添付。

・公務（通勤）災害認定請求に必要な「診断書」には、

- ①「被災職員氏名、生年月日」②「傷病名」③「初診日」④「作成日」
⑤「作成医師の署名または押印」の記載が必要です。診断書依頼時に病院にお願いしてください。

【注2】「第三者加害報告書」及び「誓約書」は、第三者の行為が原因となって生じた災害の場合に添付してください。（暴行、傷害、交通事故等）

【注3】被災者が再任用職員・臨時的任用職員・任期付職員の場合は、被災日が任用期間中であることがわかる辞令書の写しを添付してください。

【注4】被災者が会計年度任用職員の場合は、「被災日の属する月の前12月の出勤簿の写し（勤務日数を記載）」「被災日の属する月の前12月を雇用していたことがわかる書類（辞令書、勤務条件通知書等）の写し」を添付してください。

3 書類作成時の留意点

○公務（通勤）災害認定請求書

「1 被災職員に関する事項」

・「所属団体名」は「徳島県教育委員会」、「所属部局・課・係名」に「学校名（市町村立学校の場合は市町村名から、県立学校の場合は徳島県立から）」を記載。

・「共済組合員証・健康保険組合員証記号番号」は、該当保険証の種類名を囲む。

「第」の前に「記号」を、「第」と「号」の間に「番号」を記入。

【記載例】共済組合員証 健康保険組合員証記号番号 公立徳第0055777号

・「災害発生の場所」は、その場所の所在地の地番まで、所属の施設であれば「施設の場所（〇〇室、〇階〇側廊下 など）」まで記入。

【災害発生場所が所属（学校）の場合の記載方法】

- ・まず「住所」を記載。
- ・住所の後に「学校名」を記載。
- ・学校名の後に「施設の場所（〇〇室、〇階〇側廊下 など）」を記載。

【記載例】 徳島市万代町1丁目1番地 徳島市万代小学校体育館倉庫

・「傷病名」は、診断書のとおり（医師が書いた文字通り）に記入。

頸椎≠頸椎、母指≠拇指 等注意。

・「傷病の部位及びその程度」は、

「部位」は、負傷した部位を記入（頸部、左腕、右手首 など）。

「その程度」は、診断書記載のとおりに記入。

「2 災害発生の状況等」

※記載例を確認し、記載例の体裁に合うように記載。

・請求者（被災職員）目線で説明し、主語・目的語等を明記すること。

通常は被災職員（私）が主語

- ①誰が（私は） ②通常業務は ③何のために ④いつ ⑤どこで
⑥誰と ⑦何をしているとき ⑧どうして ⑨どうなったので
⑩どうしたか がわかるように記載すること。

【教員の通常業務の記載例】

私は通常、〇〇学校で教諭をしており、〇〇教科を担当し〇年〇組の担任をしています。（※部活動中の事故の場合は、「部活動では〇〇部の指導をしています。」という文言を追加。）

（通勤災害の場合は、①誰が ②通常の通勤方法・勤務開始（終了）時刻

・所要時間は （③何のために（時間外勤務の必要等があった場合）

④被災当日、自宅（勤務場所）を離れた時刻は ⑤いつ ⑥どこで

⑦何をしているとき ⑧どうして ⑨どうなったので ⑩どうしたか）

※客観的に見て、災害発生の場面が想像できるように記載。

災害の内容により、どちらの手足か、体や手足の向きはどうだったか、どのように力を入れたかなど、負傷した状況の詳細がわかるように記載すること。

・登場人物は全て、「フルネーム＋役職名」で表記すること。

【良い例】 蜂須賀家政 校長 に報告した・・・

【悪い例】 「毛利」 養護教諭付き添いのもと・・・

三好長慶 「先生」 が通りかかり・・・

・災害発生後、申請時点までのすべての医療機関（整骨院含む）の受診までの状況を記載すること。

また、災害発生後の直近に受診した病院への交通手段を記載すること。

（誰の運転？等）

負傷してからすぐ病院を受診しなかった場合は、負傷から受診までの間

【負傷から受診までの間に私事での負傷がない場合の記載例】
 なお、負傷から病院に行くまで私事で負傷した事実はありません。

- ・災害発生に起因すると思われる業務の詳細を記載すること。
例：×荷物運搬中→○荷物を持って2階から1階へ階段を移動中
×通勤中→○出勤途上、退勤途上

【良い例】	(通常の勤務時間 8 : 30 ~ 17 : 15)
	(当日の勤務時間 8 : 30 ~ 17 : 15)
【悪い例】	勤務時間 8 : 30 ~ 17 : 15

「傷病名」は、診断書のとおり（医師が書いた文字通り）に、
「その程度」は、診断書記載のとおり記入。

【記載例】 (現認書の場合)	現 認 書 事実証明書
-------------------	----------------

- 3 -

に被災職員・現認者の位置を示した上で「被災職員（フルネーム）」、「現認者（フルネーム）」と記載すること。）

別途、「受傷箇所拡大図」として、イラスト、写真、人体図等を添付し、受傷箇所にしるしを付け、「受傷箇所」と表記すること。

○出勤簿の写し

被災当日の被災者押印欄をマーカー等で着色の上、「被災日」と赤字で表記すること。

4 療養費の請求時期について

公務（通勤）災害認定請求後、審査を経て、「公務（通勤）上の災害」と認定された場合に、認定結果通知を送付する際、請求書の様式等を同封しますので、補償請求等の手続を開始してください。

※「公務上の負傷」であることが明らかなケースでも、認定請求書類の提出から、修正・審査等のため、通知までに時間を要する場合があります。

5 病院の受診について

負傷（けが）等の治療を受けた病院、薬局等に、「公務（通勤）災害申請予定」であることを必ず伝えてください。

※公務（通勤）災害に認定された負傷（けが）等の治療費は、共済組合員証・健康保険証を使用することはできません。

初めて受診した病院から他の病院（接骨院等含む）への転医は、医師が治療に必要と認める場合（紹介状等が必要）に限られます。

被災職員の判断で、他の病院（接骨院等含む）を受診した場合、公務（通勤）災害としての補償の対象とならない費用があります。

6 第三者加害行為による災害の場合について

第三者加害事案の場合、相手方への損害賠償請求が発生しますので、被災職員の判断で示談等の交渉を進めないでください。

基金が受診医療機関へ支払った治療費等（療養補償等）は、基金が損害賠償請求権を取得することになりますので、相手方（第三者加害行為者）に対し、基金から求償（損害賠償請求）があることを説明願います。